

さ情審査答申第247号
令和5年9月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和5年1月26日付けで貴職から受けた、「さいたま市北部児童相談所とさいたま市南部児童相談所の小児科嘱託医の名前（以下「本件対象行政情報」という。）の開示を請求する。」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年9月1日付け子子南児第2234号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報を開示するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 憲法94条により、自治体の条例制定権は「法律の範囲内」で認められており、自治法14条1項でも「法令に違反しない限りにおいて」で認められている。法令に違反する不開示処分は裁量逸脱濫用である。
- (2) 児童福祉法第12条の3の8項は、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まなければならない旨規定する。

児童相談所運営指針は児童福祉法に基づき、医師（精神科医、小児科医）の職務内容について、(1) 診察、医学的診断等による子どもの診断 (2)

子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導 (3) 医学的治療 (4) 脳波測定、理学療法等の指示及び監督 (5) 児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導 (6) 一時保護している子どもの健康管理 (7) 医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整、旨規定する。

上記法律により、児童相談所には医師の配置が義務付けられている。また上記指針により、医師の職務内容は保護者、医療機関等の児童相談所外部と関わることが前提とされているから、不開示処分は上記法令と指針の趣旨に違反する。

- (3) 地方公務員法3条1項は、地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける旨規定する。地方公務員法3条は、特別職は、次に掲げる職とする。3号、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職、旨規定する。地方公務員法4条2項は、この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない旨規定する。

上記条項の通り、嘱託医は地方公務員の非常勤特別職であり、地方公務員法は適用されない。

- (4) 条例7条は、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない旨規定する。同条5号は不開示情報として、市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ、オ 市又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ、旨規定する。

これまでに医師に不当な圧力が加えられた事例は知られておらず、そのおそれを推認させる具体的事実はない。嘱託医名の開示が児童相談所の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するものとは言えないから、嘱託医名は不開示情報に該当しない。

- (5) よって、実施機関は条例の適用を誤り、不開示情報に該当しないから、

審査請求に係る処分を取消し、行政情報の開示を求める。

(6) 小児科嘱託医名を非公開としなければならない法律上の根拠はない。東京地方裁判所も処分庁に対して述べた通り、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを推認させる具体的事実がない。

(7) 処分庁は小児科嘱託医への圧力や干渉等の可能性を不開示理由として挙げた。しかし審査請求人は医療法人の理事の役職にあり、その可能性を推認させる具体的事実もない。

医師は医師法により診断書交付義務と説明義務を負っており、患者とその法定代理人によるある程度の干渉は許容されている。また厚生労働省の児童相談所運営指針は嘱託医による助言、医療機関との連絡等を定めており、処分庁が小児科嘱託医と保護者、関係機関と直接対応する業務を行っていないことは指針違反である。

(8) 処分庁は一時保護の事例を不開示理由として挙げた。

しかし本件では一時保護は実施されていないから理由にならない。

処分庁は警察の3度の虐待通告に対し、法令指針に違反して医学診断、助言、親権停止手続、一時保護等の必要な措置を取らずに放置した。東京地方裁判所はこの不作為について、現在、半ば強制的に処分庁が保管する記録の取調べを行っている。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

令和4年8月18日付けで、審査請求人より「さいたま市北部児童相談所とさいたま市南部児童相談所の小児科嘱託医の名前の開示を請求する。」との、行政情報開示請求書が提出された。

南部児童相談所は、一時保護所を設置し、北部児童相談所及び南部児童相談所管内の児童を受入れている。一時保護所の住所や電話番号及び内線は非公開としており、職員録などに記載していない。

南部児童相談所は、一時保護所に小児科嘱託医師1名を置く。小児科嘱託医師は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員であり、職員録には氏名の記載はされていない。また、保護者や関係機関と直接対応する業務を行っていない。

北部児童相談所及び南部児童相談所は、必要に応じ一時保護を実施しなければならない。しかし、一時保護所入所児童の保護者と一時保護の実施について、対立するケースも存在する。審査請求や裁判に発展した場合もあるが、保護者から「入所児童を返せ。」と強い要求を受けた場合もある。

そのような中、小児科嘱託医師の氏名を開示すると、不満のある保護者から小児科嘱託医師への、一時保護所の住所や入所児童の情報開示、入所児童への口止めの要求など、圧力や干渉等の影響を受けることも考えられる。

よって、児童相談所の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断し、条例第7条第5号に該当することを理由として不開示決定を行った。

2 審査請求人の主張について

(1) 裁量逸脱乱用について

審査請求人が主張する憲法94条は、自治体の条例制定権について規定しており、本件処分とは関係ない。

(2) 児童福祉法及び児童相談所運営指針の趣旨に違反することについて 上記1で述べたとおり。

(3) 嘱託医の地方公務員法不適用について

審査請求人が主張する地方公務員法第3条及び第4条は、特別職及び特別職の地方公務員法不適用について規定しており、条例が判断基準となる本件処分とは関係ない。

(4) 児童相談所の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものに該当するものとは言えないことについて 上記1で述べたとおり。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和4年8月18日付けで開示請求を行った「さいたま市北部児童相談所とさいたま市南部児童相談所の小児科嘱託医の名前」である。

実施機関は、本件対象行政情報として「さいたま市北部児童相談所とさいたま市南部児童相談所の小児科嘱託医の名前」を特定し、条例第7条第5号に該当するとして不開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、本件対象行政情報を開示するよう求めるとして審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人の主張は、要するに、さいたま市北部児童相談所とさいたま市南部児童相談所の小児科嘱託医師の名前の開示は、条例第7条第5号に規定する当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないとするものである。

以下に考察する。

本事案においてさいたま市南部児童相談所の一時保護所に小児科嘱託医

師1名が置かれ、当該嘱託医師は保護者や関係機関と直接対応する業務は行っておらず、また職員録には氏名の掲載はされていないことが認められる。

また、児童相談所に置かれる医師の業務の一として一時保護の実施に関しては、児童相談所と一時保護所入所児童の保護者が対立するケースも存在し、保護者から入所児童を返せと強い要求があった事例も認められる。

そのような事実が認められる中、小児科嘱託医師の氏名の開示は、児童の一時保護に不満のある保護者から小児科嘱託医への一時保護所の住所や入所児童の情報開示、入所児童への口止めの要求などの圧力や干渉等が、現実起こるべく真に憂慮されるものである。

したがって、実施機関が当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれあるとして、条例第7条第5号の規定に基づき本件対象行政情報の不開示決定を行ったことは妥当である。

審査請求人のその余の主張はいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 5年 1月30日	諮問の受理（諮問第583号）
②	令和 5年 5月18日	審議
③	令和 5年 6月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 8月 3日	審査請求人からの意見陳述及び審議
⑤	令和 5年 9月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)